

# 福岡県公報

令和元年9月6日  
第 36 号

## 目次

### 告 示 (第259号 - 第272号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○自衛官の募集	(市町村支援課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	6
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	7

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	11
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	13
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	13

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 印刷 総務部行政経営企画課 株式会社 野久

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ……………14
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………14
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………15

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) ……………15

告示

福岡県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	猪 国 豊前辨田 線 停車場	前	田川市大字猪国1741番1先から 田川郡川崎町大字安真木7278番1先まで	6.6 ～ 14.0	1,341.0
			前	田川市大字猪国641番17先から 田川郡川崎町大字安真木7278番1先まで	7.1 ～ 66.5	1,760.0
			後	田川市大字猪国1741番1先から 田川郡川崎町大字安真木7278番1先まで	6.6 ～ 14.0	1,341.0
			後	田川市大字猪国641番17先から 田川郡川崎町大字安真木7278番1先まで	7.1 ～ 66.5	1,745.0

福岡県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	猪 国 豊前辨田 線 停車場	田川市大字猪国641番17先から 田川郡川崎町大字安真木7278番1先まで

福岡県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	三井郡大刀洗町大字本郷111番1先から 三井郡大刀洗町大字鶴木50番先まで	6.6 ～ 19.8	2,593.7
			後	三井郡大刀洗町大字本郷111番1先から 三井郡大刀洗町大字鶴木50番先まで	6.6 ～ 37.4	2,593.7

		後	三井郡大刀洗町大字本郷 111番1先から 三井郡大刀洗町大字鶴木 50番先まで	13.4 ～ 71.9	2,600.0
--	--	---	--	-------------------	---------

### 福岡県告示第262号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市須川字深倉139の39、139の40、139の28・字戻ラズ142の45・142の47・142の48（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、142の49
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第263号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
八女市矢部村北矢部字ワタウチ10291の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由

道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第264号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
八女市矢部村矢部字天神山648の2・650の2・652の6（以上3筆国有林）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 福岡県告示第265号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 募集種目  
自衛官候補生
- 募集期間  
令和元年9月7日（土）から令和元年11月12日（火）まで
- 受験資格  
(1) 自衛官候補生  
18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

(2) 詳細は、採用案内による。

## 4 試験期日

令和元年11月23日（土）～24日（日）

## 5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津 639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町 2401 (旧 九州農政局 福岡地域センター 久留米支所庁舎) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡 2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富 127 番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町 6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

## 6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位置	名称
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

## 福岡県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
久留米	県道	鳥栖倉線	前	三井郡大刀洗町 大字鶴木98番3 先から 三井郡大刀洗町 大字上高橋1077 番先まで	7.1 ～ 16.3	267.5	うち一般 国道322 号重用延 長160.7 メートル
			後	三井郡大刀洗町 大字鶴木98番3 先から 三井郡大刀洗町 大字上高橋1077 番先まで	7.1 ～ 17.8	267.5	うち一般 国道322 号重用延 長160.7 メートル

## 福岡県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	上高橋 野 町 線	前	三井郡大刀洗町大字上高橋435番先から 三井郡大刀洗町大字春日896番先まで	11.3 ～ 11.3	62.5
			後	三井郡大刀洗町大字上高橋435番先から 三井郡大刀洗町大字春日896番先まで	11.3 ～ 17.5	

## 福岡県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	豊 田 北 野 線	前	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巣1325番1先まで	5.5 ～ 13.3	1,201.0
			後	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巣1325番1先まで	5.5 ～ 13.3	
			後	久留米市北野町高良1919番2先から 久留米市北野町鳥巣1325番1先まで	7.4 ～ 19.6	1,185.5

## 福岡県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市室岡1073番1先から 八女市室岡933番1先まで	25.0 ～ 42.0	201.5
			後	八女市室岡1073番1先から 八女市室岡933番1先まで	25.0 ～ 41.0	

## 福岡県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	行 橋 添 田 線	前	京都郡みやこ町犀川柳瀬903番88先から 京都郡みやこ町犀川柳瀬903番2先まで	9.0 ～ 27.2	64.3

		後	京都郡みやこ町厚川柳瀬 903番88先から 京都郡みやこ町厚川柳瀬 903番2先まで	9.0 ～ 11.6	64.3
--	--	---	---	------------------	------

**福岡県告示第271号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	吉 富 本耶馬溪 線	前	築上郡上毛町大字上唐原 646番1先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.0 ～ 13.2	71.0
			後	築上郡上毛町大字上唐原 646番1先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.0 ～ 13.2	71.0

**福岡県告示第272号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
----------	-----	---------------

京 築	吉 富 本耶馬溪 線	築上郡上毛町大字上唐原646番1先から 築上郡上毛町大字上唐原611番1先まで
-----	---------------	--

**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩井田原字下西牟田1713番1及び1713番8から1713番20まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市西区大字飯氏879番地1  
有限会社日本測量開発  
代表取締役 藤原 平

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市大井字犬房1021番1から1021番17まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市田熊五丁目19-21  
元満 廣孝

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町南里四丁目357番1、357番6、363番1、363番3、363番4及び363番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡志免町南里四丁目2番17号  
吉川 孝範

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町王子四丁目672番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡志免町南里三丁目7番25号  
南里 眞子

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
令和元年8月9日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ダイレックス白水店  
(2) 所在地 春日市上白水四丁目54番地
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 2,436㎡  
(変更後) 1,809㎡
- 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
建物南側	15台	
建物南側		15台
合計	15台	15台

- (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
建物北側	10.12㎡	
建物内北側		17.14㎡
合計	10.12㎡	17.14㎡

- 5 大規模小売店舗の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前8:00～午後9:00  
(変更後) 午前9:00～午後10:00
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前7:30～午後9:30  
(変更後) 午前8:30～午後10:30
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	変更前	変更後
駐車場 No.1	2箇所	2箇所
駐車場 No.2	2箇所	3箇所
合計	4箇所	5箇所

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
令和元年8月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ダイレックス白水店
  - 所在地 春日市上白水四丁目54番地
- 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ミスターマックス白水店  
(変更後) ダイレックス白水店
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 ミスターマックス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市内	令和元年6月13日から 令和元年9月13日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字庄	令和元年7月12日から 令和元年11月29日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸島市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日



福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

糸島市が保有する数値地形図データの更新（修正測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市全域	令和元年5月24日から 令和2年2月29日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区	令和元年7月10日から 令和2年1月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑後市長浜島廻土地区画整理組合設立準備委員長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

土地区画整理

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市大字長浜	令和元年6月5日から 令和3年5月1日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那珂川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：数値地形図データファイルの更新）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
那珂川市	令和元年7月10日から 令和2年2月28日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、田川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川市	令和元年8月1日から 令和2年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市 大入地区（糸島市二丈）	平成31年3月25日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（航空レーザ）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、朝倉市、うきは市、東峰村	平成31年3月29日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により糸島市土地開発公社理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点・水準測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市多久	平成29年3月31日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）出来形確認測量

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区香椎駅周辺土地区画整理事業 地内	令和元年6月17日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区前田一丁目 ほか	令和元年7月31日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市幸袋字中良木720番14、720番42から720番57まで、字亀ノ甲771番6及び771番15から771番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区下到尾四丁目9番2号  
東宝ホーム株式会社  
代表取締役 渡部 通

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和元年8月15日小郡市告示第140号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和元年8月15日小郡市告示第141号）

### 公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
J R久留米駅前第二街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成30年11月から令和7年11月まで
- 3 施行地区  
久留米市城南町の一部
- 4 事務所の所在地  
久留米市城南町3番9号
- 5 設立認可の年月日  
平成30年11月21日
- 6 変更の認可の年月日  
令和元年8月23日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）直方市大字下境2337番2、2365番1から2365番3まで、2365番5、2368番1、2369番1から2369番3まで、2369番5、2369番6、2372番1から2372番4まで、2372番6、2377番2、2378番2、2379番5、2379番6、2380番4、2381番4、2381番7、2392番2から2392番4まで、2394番2、2402番1、2402番2、2403番1、2404番、2404番3、2404番5、2405番1から2405番3まで、2405番5、2405番7、2405番9、2406番1、2407番1、2410番1、2411番1、2411番2、2412番1、2413番1、2414番1、2415番1、2416番1及び2416番3

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市大字下境2400番地

株式会社森田あられ

代表取締役 森田 長吉

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

令和元年8月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・ビッグ久留米すわの店

(2) 所在地 久留米市諏訪野町1903番21 外

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木 勉 福岡市博多区大井二丁目3番1号

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

令和元年8月23日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 古賀商業施設

(2) 所在地 古賀市美郷190番 他18筆

## 3 大規模小売店舗の所在地

（変更前）

古賀市高田土地区画整理事業9街区22画地 他

（変更後）

古賀市美郷190番 他18筆

---

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ピバモール東水巻

(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1 外

### 2 法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・周辺の道路計画は水巻町で施工することのだが、店舗と関連した計画なのか。
- ・開店は12月27日となっているが、道路工事は間に合うのか。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・吉田地区寄りの歩道は広くなく、すれ違い等で歩行者が車道にはみ出す可能性がある。ガードパイプ程度を設置願いたい。
- ・今回の計画で一番環境破壊されている、片山地区の歩行者の買い物の為の近道を設置願いたい。

(3) 防災・防犯対策への協力

- ・当該地域には暴走族が多く、24時間営業でさらに多くなる懸念がある。

(4) 騒音の発生に係る事項

- ・事前調査において騒音が厳しい状態であり、対策が示されていない。

(5) 街並みづくり等への配慮等

- ・片山地区は今回の計画で環境が破壊された。建物及び従業員駐車場の西側に植樹を願いたい。

(6) その他

- ・説明会は着工約半年後に行われている。普通計画段階で行われるのではないか。
  - ・敷居北西部の従業員の通勤用出入口がなくなっているのは評価したい。
- 

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン宗像

(2) 所在地 宗像市田久字鍵分642-1 外

### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日  
令和元年8月20日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ久留米市高良内町店
- (2) 所在地 久留米市高良内町2819番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

- 4 大規模小売店舗を新設する日  
令和2年4月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,365平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物敷地内	46

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物北側	8
建物北側	7
合計	15

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	40

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物北側	6.52

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2箇所	建物敷地北側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分～午後11時00分

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・ビッグ久留米すわの店  
(2) 所在地 久留米市諏訪野町1903番21 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
建物南側	64台	44台
建物南西側		20台
合計	64台	64台

(2) 荷さばき施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
建物北側	130㎡	130㎡
建物南側		39㎡
合計	130㎡	169㎡

4 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	変更前	変更後
建物北側	午前6:00～午後7:00	午前6:00～午後10:00
建物南側		午前6:00～午前9:00

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 古賀商業施設  
(2) 所在地 古賀市美郷190番 他18筆

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置

位置	変更前	変更後
建物内北東側	26.97㎡	26.97㎡
建物内東側	3.00㎡	
建物内東側		3.00㎡
合計	29.97㎡	29.97㎡

監査委員

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査（2次分）結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月6日

福岡県監査委員 藤山 泰三

同 行正 晴實

同	岩崎 勇
同	長 裕海



1 商政第479号  
令和元年8月26日

福岡県監査委員

同  
同  
同

藤山 泰三 殿  
行正 晴實 殿  
岩崎 勇海 殿  
長 裕 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	債権回収の委託契約において、当該団体は債権回収会社に遅滞なく回収金を送金させるべきであったにもかかわらず、全く送金できていなかった。	未送金の回収済債権については、平成30年12月に債権回収会社から送金を受けた。 令和元年度からは、当該団体から債権回収会社に対し、毎月報告を求めた上、会計年度末まで（ただし、100万円以上の回収があった場合は、その都度）に、回収済債権を送金させるとともに、その結果を公認会計士である当該団体の監事にも報告し、確認を受けることとした。